

改正概要説明書

国名： ニュージーランド

法令名： 商標法

改正情報： 2013年7月1日までの改正を含む 2002年法 No. 49

改正概要：

1. 商標権の移転登録に関して

旧法では、登録の申請ができるのは、「権原の譲渡又は移転を受ける者」としていたが、改正後は、「権原の譲渡又は移転を受ける者」に加え、「商標登録出願者」又は「商標権者として登録されていた者」も申請できることが明確化された。(第 82 条)

改正内容：

・ 第 82 条 商標についての権原の登録

(2) 及び (3) において、登録された商標権の譲渡又は移転の登録に関して明確化された。

(4) 及び (5) において、登録前の商標権の譲渡又は移転の登録に関して明確化された。

・ 第 117 条 如何なる場合に刑事訴訟は開始することができるか

(2) は廃止された。